発議案第21号

「共謀罪」(テロ等準備罪) 法の廃止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年6月28日

八千代市議会

議長成田忠志様

 提出者
 八千代市議会議員
 植
 田
 進
 印

 賛成者
 八千代市議会議員
 三
 田
 登
 印

 同
 高
 山
 敏
 朗
 印

 同
 原
 弘
 志
 印

 同
 堀
 口
 明
 子
 印

同

伊原

忠 印

提案理由

国に対し、「共謀罪」(テロ等準備罪)法の廃止を強く求める。 これが、本案を提出する理由である。

「共謀罪」(テロ等準備罪) 法の廃止を求める意見書

「共謀罪」(テロ等準備罪)法は、国民への説明不足と十分な議論抜きに、参議院法務委員会での採決を省略し、6月15日本会議で採決が強行された。これほど重大な法案を「強行採決」で押し切ろうとするのは、与党勢力が国会で圧倒的多数を占めながら、国民の前で堂々と議論する正当な理論も根拠もないことを示している。

そもそも、国際組織犯罪防止条約(TOC条約)の主眼は、マフィア等の国際的な経済犯罪への対策なのであり「テロ対策」ではない。現状の国内法でも条約の締結は可能だとされており、「立法事実」が問われている。

また、「共謀罪」法は、日本の自由と民主主義を押し潰す憲法違反である。 この法律は、「何をしたか」ではなく「何を考え、合意したか」を罪にする、 「内心を罰する」ものなのである。

日本は戦前、治安維持法によって国民の思想を取り締まり、弾圧した痛苦の 反省から、憲法で「思想・良心の自由」(第19条)、「集会・結社・表現の自 由・通信の秘密」(第21条)等を定めたのである。その憲法を根底から覆す ことになる「共謀罪」法は到底認められるものではない。

さらに、「一般人は対象にならない」といいながら「一般人から一変する危険もある」として、警察の判断で尾行・張り込み・潜入・盗聴など、国民に対する監視を合法とするものである。国連の人権理事会が任命する「特別報告者」から安倍首相宛てに書簡が届き、「共謀罪」法案は「人権を制約する恐れがある」と指摘されるほどの悪法なのである。

「安保法」(戦争法)に続き、「共謀罪」法の強行採決は日本を「戦後」から 「戦前」に引き戻す危険性が一層強まることになる。子どもたちに平和な未来 を手渡すためにも、自由に物が言えない社会など絶対に許すことはできない。

よって、本市議会は国に対し、「共謀罪」(テロ等準備罪)法の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月5日

提出先

 内閣総理大臣様

 法務大臣様